

第37回定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

業務の適正を確保するための体制
業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
株式会社の支配に関する基本方針
連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
連結計算書類の連結注記表
計算書類の株主資本等変動計算書
計算書類の個別注記表

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

SEホールディングス・アンド・
インキュベーションズ株式会社

業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要、株式会社の支配に関する基本方針、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の連結注記表、計算書類の株主資本等変動計算書及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第12条の規定に基づき、当社ホームページ(<http://www.sehi.co.jp/>)に掲載することにより株主の皆さまに提供しております。

事業報告

(1) 業務の適正を確保するための体制

(i) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱は、当社文書管理規程及びそれに関連する細則・マニュアルに従い適切に保存及び管理(廃棄を含む。)の運用を実施し、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直し等を行います。

(ii) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

①当社は、経営企画部に内部監査機能を設け、内部監査により法令または定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及びそれがもたらす損失の程度等について担当部署等に報告し改善策を講じる体制を構築します。

②当社は、社内のネットワークコンピュータ上を流通する情報やコンピュータ及びネットワーク等の情報システム、いわゆる「情報資産」の重要性を強く認識し、「情報セキュリティポリシー」等必要な規程を制定し、情報セキュリティ委員会が中心となって情報セキュリティマネジメントを遂行します。

③当社は、当社が取り扱う個人情報保護の重要性を認識し、個人情報適正管理のため「個人情報保護マニュアル」等必要な規程を制定し、代表取締役社長を統括責任者とする個人情報管理体制を構築します。

④当社は、有事の際の事業継続計画を策定し、従業員に対して教育・訓練を実施します。

⑤当社は、経営企画部をリスク管理所管部として、当社及びグループ全体のリスクの抽出、分析及び評価、当社及びグループ各社が実施するリスク防止策の把握、並びに当社及びグループ全体の経営リスクのモニタリングを行います。

(iii) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

①経営計画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとします。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか、取締役会やグループ会社連絡会等の会議において業務報告を通じて月次でチェックを行います。

②業務執行のマネジメントについては、関係法令または取締役会規程上の付議基準に該当する事項については、すべて取締役会に付議することを遵守し、その際には経営判断の原則に基づき事前に議題に関する十分な資料が全役員に配布される体制をとるものとします。

③日常の職務遂行に際しては、職務分掌・権限規程、稟議規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を遂行することとします。

(iv) 取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

①全従業員に法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス全体を統括する組織としてコンプライアンス委員会を設置します。又、従業員の行動基準としてコンプライアンス規程、内部通報制度規程及び関連細則を作成します。

②従業員が法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告義務の受け皿として、業務執行上の通常の報告ルートとは別の内部通報制度を設置します。当社は、当該内部通報者が不利益を被らないように保護規定を設けます。

③万一コンプライアンスに抵触する事態が発生した場合には、その内容・対策案がコンプライアンス委員会から代表取締役社長、取締役会、監査等委員会に報告される体制を構築します。

④社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力との関係は、法令等違反に繋がるものと認識し、その取引は毅然とした姿勢で断固拒絶し反社会的勢力による被害の防止に努めます。

⑤当社及びその子会社は金融商品取引法等の関係法令・会計基準等の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、財務報告において不正・誤謬が発生するリスクを管理し、予防及びモニタリングを効果的に機能させることで、財務報告の信頼性と適正性を確保します。

⑥当社は、監査等委員会を設置するとともに、複数の社外取締役を選任し、取締役の職務の執行について法令及び定款に適合することを監視します。

(v) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①当社と関係会社とが相互に密接な連携のもとに経営を円滑に遂行し、当社グループが一体となって事業の発展を図ることを目的として、関係会社管理規程を制定します。

②当社は、当社子会社各社にコンプライアンス担当者を置き、当社コンプライアンス委員会がグループ全体のコンプライアンスを統括・推進する体制とします。又、内部通報制度対象者の範囲を、子会社各社に拡大します。

③当社は、当社と関係会社間における不適切な取引又は会計処理を防止するため、当社会計監査人や顧問税理士等と十分な情報交換を行います。

- (vi) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助すべき部署は、内部監査機能を有する経営企画部経営企画課とします。
 - ②補助内容については、監査等委員会の意見を十分考慮した上で決定します。
- (vii) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役(監査等委員であるものを除く。)からの独立性に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助すべき従業員の任命・異動等人事及び報酬等の決定にあたっては、監査等委員会との事前協議を要することとします。
 - ②監査等委員会の職務を補助すべき従業員は、監査等委員会の補助業務に関しては、監査等委員会の指揮命令に従い、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指揮命令に服さないものとします。
- (viii) 当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人及びこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- ①当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、監査等委員会に報告するものとします。
 - ②当社子会社の取締役、監査役、従業員及びこれらの者から報告を受けた者は、職務の執行に関する法令違反、定款違反又は不正行為の事実、もしくは当社又は子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を発見したときには、当社コンプライアンス委員を通じて監査等委員会に報告するものとします。
 - ③前二項の報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として、いかなる不利益な取扱いもしてはならないものとします。
 - ④当社の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び従業員は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うこととします。
 - ⑤取締役(監査等委員であるものを除く。)は、担当職務の執行状況及び経営に必要な社内外の重要事項について取締役会等の重要会議において報告を行い、監査等委員は、当該会議体に出席し、職務の遂行に関する報告を受けることができるものとします。

(ix) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査等委員会は会計監査人との間で定期的に会合を持ち、主に会計監査結果についての報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

②監査等委員会は当社内部監査部門との間で定期的に会合を持ち、主に当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等についての現状報告を受け、監査における連携を図っていく体制を構築します。

③当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員である取締役の職務の執行に必要なことが明らかな場合を除き、所定の手続きにより当該費用又は債務を処理します。

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況】

当社グループは、上記(iv)④に記載しました通り、反社会的勢力排除に向けた基本方針を掲げております。反社会的勢力排除に向けた整備状況は、下記のとおりです。

- a. 当社グループのコンプライアンスマニュアルの行動基準に「反社会的勢力との関係断絶」という項目を設けており、従業員向けコンプライアンス研修等を通じて、その周知徹底を図っております。
- b. 当社グループでは、法令違反、不正行為などの早期発見を図り、コンプライアンス経営の強化に資するための内部通報制度をグループ全体に導入しておりますが、この制度も反社会的勢力との関係排除のための役割を担っております。
- c. 反社会的勢力からの不当要求等への対応については、外部の専門機関(リスク管理コンサルタント、弁護士、警察署等)との連携により実施する体制を整えており、今後もその充実に努めてまいります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、2018年6月22日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役会の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当事業年度における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当社取締役会は、取締役(監査等委員であるものを除く。)3名及び取締役(監査等委員)3名で構成し、定例取締役会を12回開催した他、必要に応じて臨時取締役会も随時開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。

子会社については、関係会社管理規程に基づいてその重要な事項を当社取締役会で審議すると共に、当社及びグループ各社を構成メンバーとするグループ会社連絡会及びグループ会社管理セクション連絡会を月次で定期開催し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めました。

当社及びグループ各社の内部統制システム全般については、その整備・運用状況を当社経営企画部はじめ担当部署がモニタリングし、その維持・改善・更新等を図りました。

コンプライアンスについては、各種ハラスメント防止措置規定の充実、従業員を対象としたコンプライアンス研修会及び個人情報保護研修会のグループ各社単位での開催など、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、内部通報規程により内部通報窓口を設けており、グループ各社も対象とすることでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

リスク管理体制については、各部及びグループ各社から報告されたリスクのレビューをとりまとめて取締役会において当該リスクの管理状況を報告いたしました。また、情報システムの安定稼働を確保するため、情報セキュリティポリシーに則り当社及びグループ各社を構成メンバーとする情報セキュリティ委員会を2回開催し、システムセキュリティ対策等を審議いたしました。

内部監査については、担当部署である当社経営企画部が、取締役会の承認を受けた内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、グループ会社を含む被監査会社・部署を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役及び被監査会社社長に報告いたしました。

各監査等委員は、取締役会に出席すると共に、執行役員その他使用人との対話を通じてコンプライアンスに抵触する可能性のある事案等のモニタリングを行い、5回開催された監査等委員会に出席して会計監査人及び内部監査部署と相互連携を図り、取締役会の意思決定の過程並びに取締役及び使用人の職務の執行状況について監査・監督いたしました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

(i) 基本方針の内容の概要

当社の株主のあり方は、市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合にこれに応じるべきか否かの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものと考えます。

しかしながら、当社株式の大量取得行為や買付提案の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付等の行為について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上を毀損するおそれをもたらすものも想定されます。当社は、このような行為・提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針を支配する者として不適切であると考えており、このような行為に対しては、当社取締役会が原則として何らかの対抗措置を講じることを基本方針とします。

(ii) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社グループは、1985年の創業以来、IT技術情報の発信・提供、インターネット&モバイルサービスの提供、IT関連企業マーケティング支援、IT技術を活用した店舗展開及びIT技術者向け教育と人材関連サービスの5つを戦略的投資分野と位置付けて事業展開し、情報産業市場(IT市場)の成長に積極的に寄与することで、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めてまいりました。

また、市場を活性化し、新たなプレーヤーの参加を喚起するため、IT関連事業者のインキュベーションを積極的に行いながら、自らの事業価値を最大化するためのグループ形成にも取り組み、2006年10月から当社を中心とした純粋持株会社体制に移行しております。

当社グループは、長期にわたる社会への貢献と自らの発展を実現させるため、「本当に正しいことに取り組み続けていくこと」を基本的な価値観としています。事業活動を通じたIT技術・サービスへの貢献による社会的寄与、業績向上への努力による資本市場への寄与、納税や雇用の創出による社会基盤への寄与などの社会的価値・企業価値を永続的に実現できる企業集団を目指しております。

このように、当社は創業以来築き上げてきた企業価値の源泉を有効に活用しつつ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるための施策に取り組んでおります。

(iii) 基本方針に照らして不適切な者によって支配されることを防止するための取組み(買収防衛策)の概要

当社は、2021年6月18日開催の当社定時株主総会における決議により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し向上させることを目的として2007年6月22日に導入し、2009年6月19日、2012年6月22日、及び2018年6月22日及び2021年6月18日に所要の変更を行った「当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)」を継続しております(以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。)

本プランにおいては、当社の株券を20%以上取得しようとする買付者が出現した場合、当該買付者に対して、買付に関する情報(以下、「買付説明書」という。)の提供を求めており、当社取締役会による当該買付説明書の評価期間(60日間又は90日間)が経過するまで(評価の結果、対抗措置(注)の発動を株主の皆様にご判断頂く必要があると判断しその旨公表した場合は、評価期間終了日から60営業日以内に開催される当社株主総会(以下、「株主意思確認総会」という。)が終了するまで)、当該買付者は買付はできないことと定めております。当社取締役会は、当該買付者が本プランに定める手続を遵守した場合には、原則として対抗措置を発動しませんが、例外的に対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしております。一方、当該手続を遵守しなかった場合には、当社監査等委員のうち社外取締役全員の賛同を条件に、対抗措置を発動することとしております。

(注) 当該買付者による権利行使を認めない行使条件及び当該買付者以外から当社株式と引換えに取得する旨の取得条件が付された新株予約権を、全ての株主に無償割当します。

(iv) 本プランの合理性

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

①買収防衛策に関する指針の要件及び尊重義務を完全に充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則)を完全に充足しています。また、本プランは、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他近時の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本プランは、株式会社東京証券取引所の「企業行動規範」に定めがある買収防衛策の導入に係る遵守事項(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)を完全に充足しています。

②株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって継続導入されるものです。

③株主意思を重視するものであること

当社は、2021年6月18日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に継続導入しております。また、実際に本プランに定める手続を遵守した買付者等が登場した際に、買付者等に対して対抗措置を発動する場合には、株主意思確認総会において、その是非を株主の皆様にご判断いただくこととしております。また、本プランの有効期間は3年間とするいわゆるサンセット条項が付されており、かつその有効期限の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、その意味で、本プランの存続の適否には、株主の皆様のご意向が反映されることとなっております。

④合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、予め定められた合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑤デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能です。

従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は1年であり、監査等委員である取締役の任期は2年ありますが、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,534	1,752	2,186	△286	5,187
会 計 方 針 の 変 更 に よ る 累 積 的 影 響 額			△13		△13
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,534	1,752	2,173	△286	5,174
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△44		△44
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			907		907
自 己 株 式 の 取 得				△136	△136
自 己 株 式 の 処 分		0		7	8
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	0	863	△128	734
当 期 末 残 高	1,534	1,752	3,036	△414	5,908

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	
当 期 首 残 高	321	16	5,525
会計方針の変更による累積的影響額			△13
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	321	16	5,512
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△44
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			907
自 己 株 式 の 取 得			△136
自 己 株 式 の 処 分			8
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	187		187
当 期 変 動 額 合 計	187	—	922
当 期 末 残 高	509	16	6,434

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

(継続企業的前提に関する注記)

該当はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数 6社

連結子会社の名称

(株)翔泳社、(株)翔泳社アカデミー、(株)S E デザイン、S E モバイル・アンド・オンライン(株)、(株)S E プラス、S E インベストメント(株)

当連結会計年度より、当社保有全株式を譲渡した(株)ゲームブースを連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

商品及び製品：先入先出法

仕掛品：個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した(リース資産を除く)建物(建物付属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5(リース資産を除く)年)による定額法によっております。

但し、サービス提供目的のソフトウェアについては、見込収益獲得期間に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金給付に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

①出版事業

出版事業においては、主に書籍などの出版物や映像・音声・活字による情報媒体(コンテンツ及びデジタルコンテンツ)の企画・受託・制作・刊行・販売、Webメディアの運営並びにIT技術者向けイベント・セミナーの運営を行っております。

取次経由で書店に配本した出版物(書籍など)については、配本後、約定期間(委託期間)内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。これらの出版物については、返品されると見込まれる出版物の対価を除き、取次に出荷した時点で収益を認識しております。

委託販売制度対象外の出版物については顧客に出荷した時点又は納品した時点で、電子書籍については顧客がDLした時点で、コンテンツ及びデジタルコンテンツは顧客が検収完了した時点で、イベント・セミナーは開催した時点で、各々収益を認識しております。

②コーポレートサービス事業

コーポレートサービス事業においては、主に国内外顧客から受託したマーケティング・販促に係る映像・音声・活字による情報媒体(コンテンツ及びデジタルコンテンツ)の企画・制作・販売をおこなっております。これらのコンテンツ及びデジタルコンテンツについては、顧客が検収完了した時点で収益を認識しております。

③ソフトウェア・ネットワーク事業

ソフトウェア・ネットワーク事業においては、主にスマホアプリ、オンラインゲームなどのソフトウェアの企画・受託制作・開発・運営・販売や、Webサービスの企画・開発・運営をおこなっております。

受託制作したソフトウェアのうち制作期間が短期間の案件については顧客が検収完了した時点で、自社運営のスマホアプリ、オンラインゲームやWebサービスについては役務を提供した時点で、各々収益を認識しております。

また、受託制作したソフトウェアのうち制作期間が短期間以外の案件については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した原価が、予想される原価の合計に占める割合に基づいて行っております。

④教育・人材事業

教育・人材事業においては、主にIT技術者向けの研修サービス提供及び医療関連業界向けの転職支援サービス提供をおこなっております。研修サービスについては、研修開始日又は研修開催日時点で、転職支援サービスについては、紹介者の入社日時点で、各々収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

①退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

②土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を実施しております。

再評価実施日……………2002年3月31日

再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算定しております。

③控除対象外消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当連結会計年度の費用として処理しております。

④連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

⑤連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び連結子会社は、翌連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これにより、返品権付きの販売について、従来は、売上総利益相当額に基づき返品調整引当金を計上しておりましたが、返品されると見込まれる商品又は製品については、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず、当該商品又は製品について受け取った又は受け取る対価の額で返金負債を認識する方法に変更しております。また、顧客がポイント使用により自社商品購入時に値引きを受けることが出来る制度について、従来は、将来ポイント使用すると見込まれる費用を引当金として計上せず、実際に使用されたポイント分を将来の販売促進のための費用として販売費及び一般管理費(販売促進費)に計上しておりましたが、当該ポイントが重要な権利を顧客に提供する場合、履行義務として識別し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は130百万円減少し、販売費及び一般管理費は128百万円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ2百万円減少しております。また、利益剰余金の当期首残高は13百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取手数料」(前連結会計年度1百万円)は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性について

①科目名及び当連結会計年度計上金額

科目名	金額(百万円)
繰延税金資産(純額)	128

(注)繰延税金負債と相殺前の金額は293百万円であります。

②見積りの内容及びその他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性及び将来加算一時差異の充分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の充分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰越期間における課税所得を見積っております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 顧客との契約から生じた債権の残高及び契約資産の残高	
受取手形	13百万円
売掛金	1,689百万円
契約資産	18百万円
2. 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高	23百万円
3. 有形固定資産の減価償却累計額	620百万円
4. 担保に供している資産	
現金及び預金	116百万円
建物	321百万円
土地	1,059百万円
営業投資有価証券	2,640百万円
投資有価証券	0百万円
合計	4,138百万円
担保に係る債務の金額	
1年以内返済予定長期借入金	5百万円
短期借入金	1,017百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の額 6,926百万円
2. 棚卸資産評価損
通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価 28百万円

3. 減損損失

(1) 減損損失の内訳

ソフトウェア・ネットワーク事業における少額消耗品0百万円、及びソフトウェア8百万円であります。

(2) 減損損失を認識した資産及び資産グループの内容

場所	用途	種類	減損損失 (百万円)
東京都	事業用資産	少額消耗品、ソフトウェア	8

(3) 減損損失の認識に至った経緯

ソフトウェア・ネットワーク事業において、当該ウェブサイト運営の営業活動から生じる損益が継続してマイナスであるため、その事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、事業の種類を考慮して資産のグルーピングを行っておりますが、賃貸資産、自社利用目的ソフトウェア及び長期前払費用については独立したキャッシュ・フローを生み出す単位としてそれぞれグルーピングしております。なお、遊休資産については、個別に独立した単位としてグルーピングしております。

(5) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローが見込まれないためゼロとして評価しております。

4. 店舗閉鎖損失は、店舗賃貸借契約を中途解約したことにより発生した解決金、賃料等を計上したものであります。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の数 普通株式 23,484,226株

2. 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2021年5月25日 取締役会	普通株式	44百万円	2円	2021年3月31日	2021年6月2日

②当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月31日 取締役会	普通株式	利益剰余金	43百万円	2円	2022年3月31日	2022年6月3日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

一株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、一次的な余資は安全性または流動性の高い金融商品で運用し、また、資金調達については資金需要に応じて銀行借入または社債の発行による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクなどを回避するための利用、その他有価証券(為替リンク債等)における組込デリバティブ取引など投資運用収益獲得のための利用、又は保有する株式など有価証券の市場価格変動リスクをヘッジするための利用に限定し、投機目的での取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、当社グループの与信管理規程に従い、取引開始時における与信調査、回収状況の継続的なモニタリング、及び与信限度額の定期的な見直しなどを実施しております。

営業投資有価証券及び投資有価証券については、主に投資運用収益獲得や業務上の出資などに関連する投資信託、債券、株式などであり、市場価格の変動リスクや為替変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握して、その内容を担当役員に報告する体制となっております。また、営業投資有価証券のうち株式について市場価格の変動リスクを一定程度緩和するため、デリバティブ取引(株価指数オプション)を利用しております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金及び社債は、主に営業取引に係る資金調達であり、変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されており、外貨建の借入金は、為替変動リスクに晒されております。

また、営業債務や借入金及び社債は、資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)に晒されております。当該リスクに関しては、当社及び連結子会社において週次で資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません((注2)をご参照ください。)。また、「現金及び預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「買掛金」及び「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)営業投資有価証券	3,513	3,513	—
(2)投資有価証券	102	102	—
(3)長期貸付金	24	24	△0
資産計	3,640	3,640	△0
(1)社債	605	600	△4
(2)長期借入金	213	212	△0
負債計	818	812	△5
デリバティブ取引(*1)	0	0	—

(*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で示しております。

(注1) 営業投資有価証券及び投資有価証券に関する事項

①種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	種類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1)株式	2,067	1,440	626
	(2)債券	804	685	119
	(3)その他	39	18	20
	小計	2,911	2,145	766
	投資有価証券に属するもの			
	(1)株式	41	30	10
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	41	30	10
合計	2,952	2,175	776	
連結貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	営業投資有価証券に属するもの			
	(1)株式	564	622	△57
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	37	43	△5
	小計	602	665	△63
	投資有価証券に属するもの			
	(1)株式	51	52	△1
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	10	10	—
	小計	61	62	△1
合計	663	728	△64	
総計		3,616	2,903	712

②当連結会計年度中の売却額等は、次のとおりであります。

	売却額(百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
営業投資有価証券に属するもの			
(1)株式	17	5	—
(2)債券	46	6	△0
(3)その他	0	0	—
小計	64	13	△0
	売却額(百万円)	売却益の合計 (百万円)	売却損の合計 (百万円)
投資有価証券に属するもの			
(1)株式	—	—	—
(2)債券	—	—	—
(3)その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	64	13	△0

③当連結会計年度において、営業投資有価証券(株式)について0百万円、投資有価証券(株式)について0百万円減損処理を行っております。

(注2) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	102

これらについては、「投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	3,146			
受取手形、売掛金及び契約資産	1,721			
営業投資有価証券	—	66	18	193
投資有価証券	—	—	—	—
長期貸付金	1	23	—	—
合計	4,869	89	18	193

(注4) 社債、長期借入金の連結決算日後の返済額

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,705	—	—	—	—	—
社債	130	200	155	120	—	—
長期借入金	158	44	10	—	—	—
合計	1,994	244	165	120	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	3,513	—	—	3,513
投資有価証券	92	10	—	102
デリバティブ取引	0	—	—	0
資産計	3,606	10	—	3,616

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度(2022年3月31日)

	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	24	—	24
資産計	—	24	—	24
社債	—	600	—	600
長期借入金	—	212	—	212
負債計	—	812	—	812

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

(1)営業投資有価証券及び投資有価証券

上場株式及び上場投資信託は取引所の価格、債券及び投資信託は取引金融機関から提示された価格を用いて評価しております。上場株式、上場投資信託、債券及び投資信託は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。J-KISS型新株予約権は、活発な市場における類似の資産に関する市場取引の価格を用いて評価しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2)デリバティブ取引

上場株価指数オプションは、活発な市場取引所の価格を用いて評価しており、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(3)長期貸付金

長期貸付金の時価は、一定の期間ごとに分類し、その将来キャッシュ・フローと国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(4)社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(5)長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						調整額	連結計算書類計上額
	出版	コーポレートサービス	ソフトウェア・ネットワーク	教育・人材	投資運用	計		
売上高								
顧客との契約から生じる収益	4,472	854	822	776	—	6,925	0	6,926
その他の収益	—	—	—	—	164	164	—	164
外部顧客に対する売上高	4,472	854	822	776	164	7,090	0	7,090
セグメント間の内部売上高又は振替高	39	4	32	—	—	76	△76	—
計	4,512	859	854	776	164	7,166	△76	7,090

2. 収益を理解するための基礎となる情報

出版事業におけるAmazonや取次との出版物(書籍等)や電子書籍販売契約については、販売数量や販売金額を条件としたリベートを付して販売していることから変動対価が含まれており、販売価格は契約においてこれら取引先と約束した対価から当該リベートの見積額を控除した金額で算定しております。当該リベートの見積額は、対象取引における各四半期末時点の販売数量・販売金額等、発生し得ると考えられる最も可能性の高い金額を確認して算定しております。

出版事業における出版物、電子書籍、ソフトウェア商品等の自社運営オンライン販売については、顧客がこれら製商品を購入する際に購入額に応じて自社発行ポイントを付与しており、顧客はポイント使用によりこれら製商品を購入することが出来ます。これら製商品販売時に顧客から受け取る対価を製商品販売取引とポイント付与取引に配分し、前者の金額を売上高として収益認識し、後者の金額を契約負債として認識しております。当該契約負債金額は、直前四半期末のポイント残高実績にポイント消費率実績を乗じて算定しております。

出版事業における取次経由で書店に配本した出版物(書籍など)については、配本後、約定期間(委託期間)内に限り、返品を受け入れることを販売条件とする委託販売制度を採用しております。これらの出版物については、返品されると見込まれる出版物の対価を除き、取次に出荷した時点で収益を認識しております。返品見込額は返金負債として売上から控除し、返品時に回収する権利として認識した部分は返品資産として売上原価から控除しております。返金負債の見積額は、過去の返品率実績から合理的に見積もった返品期間中における新刊本の返品見込金額から算定しております。また、返品資産の見積額は、返金負債に原価率を乗じて算定しております。

3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,672百万円
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,721百万円
契約資産(期首残高)	26百万円
契約資産(期末残高)	18百万円
契約負債(期首残高)	20百万円
契約負債(期末残高)	23百万円

契約資産は、ソフトウェア・ネットワーク事業の法人顧客とのソフトウェア受託開発契約について、期末日時点で開発中で未請求のソフトウェア納品義務に係る対価に対する連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

契約負債は、付与ポイントを使用して製商品を購入する時に収益を認識する出版事業における自社運営オンライン販売顧客との製商品販売契約について、販売時のポイント付与取引に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、13百万円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(1) 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	298円96銭
(2) 1株当たり当期純利益	41円69銭

(重要な後発事象に関する注記)

当社は、2022年5月17日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。

1. 理由

経済情勢の変化に対応した機動的な経営を遂行できるようにするため

2. 取得する株式の種類：普通株式

3. 取得する株式の数：350,000株(上限)

4. 株式取得価額の総額：77百万円(上限)

5. 自己株式取得の日程：2022年5月18日から2022年6月22日まで

6. 取得方法：東京証券取引所における市場買付

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金
当 期 首 残 高	1,534	131	1,706
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			
当 期 純 利 益			
利 益 準 備 金 の 積 立			
自 己 株 式 の 取 得			
自 己 株 式 の 処 分			0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			
当 期 変 動 額 合 計	—	—	0
当 期 末 残 高	1,534	131	1,706

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
			繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	58	1,002	△286	4,146
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当		△44		△44
当 期 純 利 益		366		366
利 益 準 備 金 の 積 立	4	△4		—
自 己 株 式 の 取 得			△136	△136
自 己 株 式 の 処 分			7	8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当 期 変 動 額 合 計	4	317	△128	193
当 期 末 残 高	62	1,319	△414	4,339

(単位：百万円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	
当期首残高	35	16	4,198
当期変動額			
剰余金の配当			△44
当期純利益			366
利益準備金の積立			—
自己株式の取得			△136
自己株式の処分			8
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△25		△25
当期変動額合計	△25	—	167
当期末残高	9	16	4,366

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(継続企業の前題に関する注記)

該当はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

①子会社株式及び関連会社株式：移動平均法による原価法

②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの：時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産…定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した(リース資産を除く)建物(建物付属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産…ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5(リース資産を除く)年)による定額法によっております。

3. 土地の再評価に関する法律に基づき、事業用土地の再評価を実施しております。

再評価実施日……………2002年3月31日

再評価の方法……………土地の再評価に関する法律施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に基づいて算定しております。

4. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

③役員退職慰労引当金

当社の役員の退職慰労金給付に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

純粋持株会社である当社の収益は、子会社からの業務受託報酬及び受取配当金になります。業務受託報酬においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されていることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

6. 控除対象外消費税等の会計処理方法

資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は当事業年度の費用として処理しております。

7. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

8. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、翌事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行することとなります。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌事業年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)を適用する予定であります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

1. 繰延税金資産の回収可能性について

①科目名及び当事業年度計上金額

科目名	金額(百万円)
繰延税金資産(純額)	183

(注)繰延税金負債と相殺前の金額は186百万円であります。

②見積りの内容及びその他見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の回収可能性は、将来の税金負担額を軽減する効果を有するかどうかで判断しております。当該判断は、収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性及び将来加算一時差異の十分性のいずれかを満たしているかどうかにより判断しております。

収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得の十分性を判断するにあたっては、一時差異等の解消見込年度及び繰越期間における課税所得を見積っております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	1,725百万円
短期金銭債務	13百万円
長期金銭債務	99百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 428百万円

3. 保証債務

下記の会社の銀行借入について、債務保証を行っております。

SEモバイル・アンド・オンライン(株)	138百万円
SEインベストメント(株)	817百万円

4. 担保資産

(1)担保に供している資産(帳簿価額)

現金及び預金	110 百万円
建物	321 百万円
土地	1,059 百万円
投資有価証券	0 百万円
計	1,492 百万円

(2)担保に係る債務(帳簿価額)

1年以内返済予定の長期借入金	5 百万円
短期借入金	200 百万円
計	205 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業取引(収入分)	781百万円
営業取引(支出分)	6百万円
営業取引以外の取引(収入分)	10百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式(株)	1,368,746	630,000	37,917	1,960,829

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次の通りであります。

定款授権に基づく取締役会決議による増加 630,000株

減少株式数の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 37,917株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損否認	105百万円
投資有価証券評価損否認	42百万円
減損損失	20百万円
役員退職慰労引当金	29百万円
繰越欠損金	28百万円
会社分割により取得した関係会社株式	145百万円
その他	29百万円
繰延税金資産小計	401百万円
繰越欠損金に係る評価性引当額	△14百万円
将来減算一時差異等に係る評価性引当額	△201百万円
評価性引当額小計	△215百万円
繰延税金資産合計	186百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	2百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	3百万円
繰延税金資産の純額	183百万円

(注) 上記の他、再評価に係る繰延税金負債が7百万円あります。

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 または職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関係内容		取引の内容 (注1)	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	SEモバイル・ アンド・オン ライン(株)	東京都 新宿区	10	ソフトウェ ア・ネット ワーク事業	所有直接 100.0	兼任 2名	管理業 務受託	債務保証 (注2) 管理業務受託 (注2)	138 55	—	—
子会社	(株)翔泳社	東京都 新宿区	50	出版事業	所有直接 100.0	兼任 4名	管理業 務受託	管理業務受託 (注3)	195	—	—
子会社	(株)SEデザイ ン	東京都 新宿区	30	コーポレ ートサービ ス事業	所有直接 100.0	兼任 4名	管理業 務受託	管理業務受託 (注4)	45	—	—
子会社	(株)ゲームグ ース	東京都 新宿区	50	ソフトウェ ア・ネット ワーク事業	所有直接 100.0	—	管理業 務受託	増資の引受 (注5) 資金の回収 管理業務受託 (注5)	60 75 1	—	—
子会社	(株)SEプラス	東京都 千代田区	17	教育・人材 事業	所有直接 100.0	兼任 3名	管理業 務受託	管理業務受託 (注6)	32	—	—
子会社	SEインベス トメント(株)	東京都 新宿区	247	投資運用事 業	所有直接 100.0	兼任 3名	—	資金の貸付 (注7) 債務保証 (注7)	1,336 817	短期貸付金 その他の 流動資産	1,336 8
子会社	(株)翔泳社ア カデミー	大阪府 大阪市	10	出版事業	所有間接 100.0	兼任 4名	—	資金の貸付 (注8)	20	短期貸付金 その他の 流動資産	20 0

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注) 1. 債務保証の取引金額は、期末残高(百万円)を記載しております。
2. SEモバイル・アンド・オンライン(株)の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領していません。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
3. (株)翔泳社に対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
4. (株)SEデザインに対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。

5. 当社は、2021年9月21日付で保有する(株)ゲームグース株式全株を譲渡し、同社は関連当事者に該当しなくなったため、関連当事者であった期間の取引を記載しております。(株)ゲームグースに対する増資の引受は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
6. (株)SEプラスに対する管理業務受託については、当社予算を基に合理的に算定して対価となる報酬額を決定しております。
7. SEインベストメント(株)に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。また、同社の銀行借入について債務保証を行ったものであり、保証料は受領しておりません。
8. (株)翔泳社アカデミーに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期間1年以下、期日一括返済としております。なお、担保は受け入れておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

(1) 1株当たり純資産額	202円87銭
(2) 1株当たり当期純利益	16円81銭

(重要な後発事象に関する注記)

前記 連結計算書類の連結注記表（重要な後発事象に関する注記）において、記載しております。